



道事業決算

収益的収入および支出	平成28年度	平成27年度
水道事業収益	305,615,030 円	306,592,498 円
水道事業費用	299,838,257 円	287,929,852 円
当年度純利益	△34,858 円	12,735,482 円
当年度未処分利益剰余	362,955,961 円	362,990,819 円
翌年度繰越利益剰余金	362,955,961 円	362,990,819 円
資本的収入および支出		
資本的収入	51,112,000 円	58,892,000 円
資本的支出	133,352,658 円	133,934,784 円
資本的収支不足額	82,240,658 円	75,042,784 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額82,240,658円は、当年度分損益勘定留保資金76,429,027円および当年度分消費税、地方消費税資本的取支調整額5,811,631円で補てんした。



下 水道事業決算

収益的収入および支出	平成28年度	平成27年度
下水道事業収益	769,166,930 円	774,828,903 円
下水道事業費用	609,897,489 円	620,824,402 円
当年度純損益	152,688,920 円	147,945,474 円
当年度未処理欠損金	479,435,194 円	632,124,114 円
当年度末不良債務	0 円	0 円
資本的収入および支出		
資本的収入	219,811,464 円	209,188,357 円
資本的支出	543,704,982 円	517,881,594 円
資本的収支不足額	323,893,518 円	308,693,237 円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額323,893,518円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。



議会の



6月定例会

平成29年第2回鶴田町議会定例会が、6月2日から8日までの会期7日間で開かれました。

今定例会では、議案8件について審議が行われ、原案どおり議決（可決3件、承認5件）されました。

議決された 議案

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 議案第32号 | 平成28年度鶴田町水道事業決算認定について |
| 議案第33号 | 平成28年度鶴田町下水道事業決算認定について |
| 議案第34号 | 平成29年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案 |
| 議案第35号 | 鶴田町歴史文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第36号 | 統合小学校建設事業用地取得について |
| 議案第37号 | 専決第6号
平成29年度鶴田町学校給食特別会計補正予算（第1号） |
| 報告第1号 | 平成28年度鶴田町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 意見書案第1号 | 青森県立鶴田高等学校の存続を求める意見書案 |

議会の傍聴について

傍聴は、町民など議員以外の方が本会議（定例会または臨時会において開かれる議員全員で構成する議会の会議）の状況を直接見聞きすることをいいます。

傍聴を希望される方は、本会議当日、役場庁舎3階議場南側の傍聴席入口から入場し、傍聴者受付で傍聴券に住所、氏名および年齢を記入のうえ、係員の指示に従い静粛に傍聴してください。

傍聴人の定員は32名です。なお、傍聴するにあたっての注意事項や条件等もございますので、詳細につきましては、議会事務局までお問い合わせください。

◆鶴田町議会事務局

TEL : 0173 (22) 1111
(内線320・321)

一般質問

6月定例会一般質問の 要旨をお知らせします

長内 齋議員

所属会派 誠志会

①危険な水路から子供たちを守るためにの安全対策について

地方分権一括法の施行により、国から譲与を受けた法定外公共財産の中でも、鶴田小学校の近くを流れる水路をはじめとして、生徒の通学路等に面している水路と、町内には、一部鉄筋作りの網を張っている所もありますが、ふたや柵のない、非常に危険性の高い水路がたくさんあります。特に、雨の日には水量が増して子供たちにとって大変危険な水路について、町は子供たちの安全対策をどのように考へているのかお伺いします。

②譲与された法定外公共財産の占有および用途廃止や払下げについて

譲与された法定外公共財産の占



△春の交通安全街頭啓発

有許可および用途廃止や払下げ等の手続きについては、町民にどのよう周知を図っているのか、お伺いします。

答弁＝町長

当町における通学路の安全対策につきましては、各小中学校による危険箇所への注意看板の設置や交通安全教育の実施、鶴田町交通安全協議会が関係機関と連携して

機関と連携して合同点検を実施しながら、通学路の安全確保に努めているところです。

ご指摘のとおり、町内の水路の中には、農業用として整備・利用されている水路もあり、施設の維持管理や利用方法については、ふたや柵が設置されているところです。そのため、危険と感じる箇所については、これまでも水路管理者に安全確保の要望をしてまいりましたが、今後も、引き続き関係機関や関係団体の協力を得ながら、児童生徒の通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、法定外公共物の手続きの周知についてですが、道路法や河川法の適用を受けない農道や水路などの法定外公共物は、法務局の公団上では無番地の国

12年4月1日に施行された地方分権一括法により、平成13年度から17年度にかけて、段階的に町に譲与されました。町に譲与される前の財産管理は県で行つていましたが、その事務を町が引き継ぎ、現在に至つており、占用許可および用途廃止までを税務会計課で、払下げの手続きは総務課で行つておられます。ご質問の「町民にどのよう周知を図っているか」ということですが、現状では周知徹底さ

れていない状況であることから、今後は住民のニーズに対応していくため、申請様式等を含めてホームページに掲載するなど、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

①町職員の人材育成について

所属会派 政優会

③教育行政について

- 採用職員の初任研修はどのようなことを行つてているのか伺いたい。
- 県や国への職員研修派遣の状況はどのようになつてているのか伺いたい。
- 町民に対する職員の対応の仕方について、接遇教育はどのように行つているのか伺いたい。

- 新採用者の初任者研修について

- 新採用者の初任者研修について

答弁＝町長

1) 津軽富士見湖パークの公園管理の具体的な業務内容について伺いたい。

2) 大型バスの駐車場の状況について、路上駐車をしている大型バスがいることで、農家の人が園地へ行くのに迷惑をしているという声があります。大型バスの駐車場の対応はどうのように周知しているのか伺いたい。

3) 町観光協会と町との連携について、鶴の舞橋桜まつりについて観光協会と町との間でどのような総括が行われたのか伺いたい。また、JR陸奥鶴田駅コミュニティプラザに設置している観光案内所の状況について伺いたい。

1) 町総合教育会議の位置付け、構成メンバーや開催状況について伺いたい。

2) 学校給食について、町総合教育会議で検討するということであったが、どのような議論がなされたのか伺いたい。

3) 町公民館の使用料金の基準について伺いたい。

②観光行政について

1) 津軽富士見湖パークの公園管理の具体的な業務内容について伺いたい。

2) 大型バスの駐車場の状況について、路上駐車をしている大型バスがいることで、農家の人が園地へ行くのに迷惑をしているという声があります。大型バスの駐車場の対応はどうのように周知しているのか伺いたい。

3) 町観光協会と町との連携について、鶴の舞橋桜まつりについて観光協会と町との間でどのような総括が行われたのか伺いたい。また、JR陸奥鶴田駅コミュニティプラザに設置している観光案内所の状況について伺いたい。

県・市町村職員合同で実施する青森県自治研修所の新採用者研修に参加させております。この研修は、地方公務員としての自覚と意識の確立を図り、職務の遂行に必要な基礎知識と職場での対応力を養うことを目的として実施しております。前期5日間、後期4日間の日程で行っております。研修内容は、地方自治制度、地方公務員制度、財務制度の基礎、接遇、公務員倫理、健康管理、メンタルヘルスなどとなっております。

このほかにも、職場の上司や先輩と実際に仕事をしながら、その仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを指導し、全体的な業務処理能力や力量を育成するよう努めております。

次に、国や県への職員の派遣についてですが、県庁への派遣は、市町村職員の資質向上を図るために、市町村職員実務研修として県が実施しており、昭和55年に職員の派遣を始めて以来、本年度で20人の職員が県庁での実務研修生として参加しております。これまで、県庁の地方課、企画調整課、市町村振興課、税務課、市町村課で研修をしております。本年度も県総務部市町村課へ職員を派遣し、研修をさせております。さらに、県では、県と市町村との相互理解と連携の強化および相互の職員の資質向上を図るために、県職員と市町村職員との人事交流を実施しており、平成16年から2年間、町職員を県民生活政策課へ派遣し、県職員を産業課へ採用しております。

また、国への派遣につきましては、農林水産省との人事交流を平成2年から2年間実施し、町職員を農林水産省へ派遣し、農林水産省の職員を産業課へ採用しております。また、平成18年には、文部科学省地方教育行政実務研修生として職員を1年間派遣しております。

次に、接遇教育についてですが、自治研修所で行う新採用者研修で接遇の研修科目があり、基礎的な接遇については、この研修で行っております。また、私からも常々、町民の皆さまへの対応について、懇切丁寧に応対するよう職員へ指導しております。

次に、富士見湖パークの管理の具体的な業務についてでありますが、2名の職員が富士見湖周辺の町施設の清掃・維持補修・飼育等を行つております。富士見湖周辺の施設を、富士見湖パーク・鶴の里ふるさと館・丹頂鶴自然公園の3つのエリアに分け、毎日の行事予定の確認と各施設を巡回しながら、優先順位をつけて作業を行つております。

トイレの清掃につきましては、3つのエリアのほかに、やすらぎの駐車帯と駐輪場のトイレを含めて7か所あります。平成28年度から鶴田町シルバー人材センターに委託しております。なお、昨今の観光客の増加により、必要に応じて現場の職員も対応しております。

遊具の保守点検と修繕、公園内の芝生管理や桜・アジサイの剪定、雑木の伐採、津軽富士見湖堤防法

面の除草など、職員が対応できない業務につきましては、業者に託しており、現場の状況を確認ながら、委託内容について検討業務委託を行っております。

現在、観光客の増加により園の通路などが混み合うことか、草刈り作業を見合わせる機会がくなっています。刈り込みのタイミングがずれ込んでいくことになりますので、対応策を検討しているところであります。

次に、大型バスの駐車場の状についてであります。JR東日本「大人の休日俱楽部」で女優吉永小百合さんと鶴の舞橋がポスターやCMで共演したことにより、鶴の舞橋の認知度が上がり多くのバスツアーの企画の中に舞橋が組み込まれ、富士見湖リク駐車場には毎日大型バスが入つて来るようになりました。そのことから、通行に支障が出るなど、近隣園地の農家の方々には申し訳なく思つております。

時間が限られて いる中で、多くのバス会社は、丹頂鶴自然公園の入り口側にある県道米山・菖蒲川線で一時停車し、乗客を降車させ、富士見湖パーク駐車場で待機する形をとっているようです。

△全国各地から観光客が訪れるようになった鶴の舞橋

される時期である6月に、観光協会において反省会が開催されおり、今年度は6月15日に開かれますので、その際に総括が行われる予定であります。

また、JR陸奥鶴田駅のコミュニティイープラザに設置している観光案内所の状況についてですが、町では平成24年度から観光協会に委託し、鶴田町歴史文化伝承館に施設の案内役として人員を配置しております。

昨年度からの観光客増加に対応するため、観光協会と協議し、今年度はさらにJR陸奥鶴田駅において、観光ガイドを配置して観光案内所を開設しております。

コミュニティイープラザの一部を利用して、観光案内コーナーを設けておりますが、駅から鶴の舞橋への行き方や町の観光施設へのアクセス、そこのほか観光客の問い合わせにも応じるなど、さまざまな観光客のニーズに対応しているところです。

観光案内コーナーでは、町が制作した「鶴の舞橋ボストカード」、「鶴の舞橋通行手形」、「鶴の舞橋切手シート」や「つるりんグッズ」などを委託販売しております。

また、無料コインロッカーを配置したほか、観光客の大きめの荷物をお預かりする業務も併せて行つております。

列車を利用して鶴の舞橋に来られる観光客が増加し、今後もさまざまなニーズへの対応が求められると思いますので、一つ一つ観光協会と協議しながら取り組んでまいりたいと思います。

2017年(平成29年)8月号 88

次に、町総合教育会議の位置付け、構成メンバーや開催状況についてであります。しかし、総合教育会議は、教育委員会の児童・生徒に関する重大な事案への迅速な対応や教育行政に関する権限と責任の所在の明確化を図るとともに、地方公共団体の長との連携を図ることなどを目的として、地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、設置されることとなりました。町総合教育会議は、私、町長が会議を招集するもので、町長、教育長および教育委員によつて構成されております。

次に、町総合教育会議についての検討に入り、報告が教育委員会定例会における検討



△コミュニティプラザに設置している観光案内所

は、教育の振興に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講すべき施策、緊急の場合に講すべき措置について協議・調整することとし、調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならないとされています。

これまでの開催状況であります。が、平成27年8月21日には「総合教育会議の運営に関する要綱（案）について」と「鶴田町教育施策の大綱（案）について」を、平成28年9月5日には「鶴田町立小学校の規模と配置の適正化に関する基本方針」の学区説明会の結果について」と「統合小学校について」を、

併せて、試験的な導入に際しては、町による経費の負担についての要望も付されております。会議では、児童・生徒の要望、各校の保護者代表や学校長からの意見、食育、費用負担、導入可能な時期などの観点で協議をした結果、2学期からの試験的な導入を目指すという結論となりましたので、今定例会に補正予算案を計上いたします。

これを受け、本定例会に付議されおり、平成29年度鶴田町一般会計補正予算（第2号）案において、係る経費を補正計上させていただいているところであり、予算議決をいただければ

ます。また、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、その申請により使用料を減免できること

町公民館は、「鶴田町公民館の設置及び管理等に関する条例」に基づき管理、運営を行っています。使用料につきましては、各部屋ごとにそれぞれ1時間当たりの基本使用料および暖房を使用した場合の暖房料を規定し、これに使用時間を乗じて算出することになりますが、調理実習室を使用している場合は、暖房料を規定し、これに使用台数に応じたガス代と水道料をそれぞれ基本使用料に加算して算出することになります。

また、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認められるときは、その申請により使用料を減免できること

として、今年5月15日には「学校給食におけるパン・麺類導入の検討について」を案件に開催しておきました。具体的には、「本年3月の議会から学校給食への麺・パンの導入」に係る検討の経緯と、「試験的に米粉パンの導入を進めていきたい」との決定についてご報告いたしました。

具体的には、「本年3月の議会定例会での議論を踏まえて検討に至つたこと」、「検討にあたつて児



△平成27年に公民館で開催された親子お魚料理教室

とされております。具体的には「社会教育法に規定する教育活動に使用するとき」、「社会教育法に規定する社会教育団体が、その主たる目的のために使用するとき」など、その要件が規定されており、減免を受けようとする場合には申請書にその理由を記載することになります。

ご質問の「使用料金の基準」についてでございますが、地方自治法の規定により使用料に関する事項については、条例でこれを定めなければならぬこととされており、公民館につきましても「鶴田町公民館の設置及び管理等に関する条例」で規定しているところであり、これが使用料金の基準となつています。

いざれにいたしましても公民館は、社会教育法に規定する社会教育施設として設置目的および行るべき事業が規定されているところであり、今後ともこれらの規定に基づき適正な管理、運営に努めてまいります。

①県立高校再編に関する 第1期実施案（平成30 年～34年度）について

花田 正逸 議員

所属会派 政和会

西北五地区では金木、板柳、鶴

田、五所川原工業4校を募集停止の上、五所川原工業校舎に新設校舎を設置することについて、鶴田町ではどのように考へておられるかお伺いいたします。

答弁＝町長

青森県教育委員会では、平成30年度以降のおおむね10年間を見据えた県立高校教育改革に関する基本的な考え方を示す「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針」を昨年8月に策定しました。この計画の策定に際しては、「充実した教育環境の整備」と「各地域の実情への配慮」に留意し、県全体の高校教育の充実に取り組むとされていました。

そのため、青森県教育委員会では基本方針を踏まえて各地域で関係者を集め意見交換会を開催し、学校配置シミュレーションに基づきながら意見を伺つております。

この意見を受けて、具体的な学校規模や配置等を示す「第1期実施計画案」を4月に発表しております。その内容は、花田議員がお話をされたように、鶴田高校、板柳高校、金木高校、五所川原工業高校を閉校し、五所川原工業高校の校舎を使用する統合校を新設するというものでした。この計画案は、これまでに開催された3回の意見交換会の意見が反映されていない計画であると考へております。

5月22日には、国際交流会館で「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画案に関する地

区懇談会」が開催され、多くの町民の皆さまからも実施計画案に対する意見が出されました。私からもこれまで開催された意見交換会の意見が反映されていないことを述べさせていただきました。

町としましては、今定例会終了後、第1期実施計画案の見直しを求めるため、県に対する要望活動を実施することとしております。

②消防団について

小関 優 議員

所属会派 政優会

消防団は地域の防災に欠かせない存在です。町では、平成28年度から機能別消防団員制度を導入し（定年の延長等）、消防団のOB等20人に再入団していただき、現在は294人、充足率98%となつているところです。しかし、定年延長で再入団していただいた方も、いざれはまた定年となり、このままでは先細りになる可能性があります。このことを広く町民の方に知つていただき、さまざまな職業の若い方々に消防団に入団していただき、地域を守つて行く必要があります。そこで、公務員は消防団に入団出来るのかお知らせください。

④町職員の採用について

答弁＝町長

平成28年度から人事評価制度が導入されておりますが、どのような評価しているのかお知らせください。

今年も町職員を募集しております。採用するにあたり、学力だけでもお話ししたとおり、これまでに開催された3回の意見交換会の意見が反映されていない計画であると考へております。

優先的に採用すべきと考えますがいかがでしょうか。

⑤統合小学校のプールについて

答弁＝町長

県立高校再編についてですが、青森県教育委員会では、「青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（案）」を策定し、各地域で関係者を集め意見交換会を開催し、具体的な学校規模や配置等を示す「第1期実施計画案」を4月に発表しました。この計画案は、先ほどもお話ししたとおり、これまでに開催された3回の意見交換会の意見が反映されていない計画であると考へております。

5月22日の「第1期実施計画案

